原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

附　則

この政令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　三好　雅子

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十三号

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十二条第四項、同法第二十三条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第四十八条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

（法第二十二条第四項の規定による退職等年金給付に係る標準報酬月額の等級区分の改定）

第五条の二　法第二十二条第四項の規定による改定後の標準報酬月額の等級区分については、同条第一項の表中

第三十一級	六二〇、〇〇〇円
六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満

とあるのは、

第三十一級	六二〇、〇〇〇円
第三十二級	六五〇、〇〇〇円
六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円以上

と読み替えて、法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（法第二十二条第四項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定後の退職等年金給付に係る標準賞与額の最高限度額）

第五条の三　法第二十三条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める額は、百五十万円とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、同日まで引き続きその資格を有する者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。）のうち、令和二年九月の標準報酬月額が六十二万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十三万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額をこの政令による改正後の私立学校教職員共済法施行令第五条の二の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十二条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、同日において日本私立学校振興・共済事業団が改定するものとする。

3　前項の規定により改定された標準報酬月額は、令和二年九月から令和三年八月までの各月の標準報酬月額とする。

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月二十八日

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十四号

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）第二十六条第一項、第三十一条及び第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。